

介護老人保健施設ウエルライフ三愛

重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

①施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ウエルライフ三愛
- ・開設年月日 平成 6年 6月 1日
- ・所在地 〒 3 7 0 - 3 5 1 1 群馬県高崎市金古町 1 7 5 8
- ・電話番号 0 2 7 - 3 7 3 - 3 1 1 3 ・FAX番号 0 2 7 - 3 7 3 - 3 9 3 3
- ・管理者名 中村 佳男
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1 0 5 2 1 8 0 0 3 9 号)

②介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【介護老人保健施設ウエルライフ三愛の運営方針】

- (1) 利用者の自立を支援し居宅復帰を目指し家庭との結びつきを重視しながら、ケアサービスを提供いたします。
- (2) 医療と福祉の機能を十分に備え看護、医療管理下で介護や機能訓練を行い個別性を重視しながら処遇に勤めます。

〔施設の職員体制〕

職種	人員数	業務内容
医師	1人以上	病状把握と管理
看護職員	5人以上	看護・介護
介護支援専門員	1人以上	利用者の調査。介護ケアプラン作成 居宅支援事業所との情報交換
介護職員	12人以上	医療管理下での介護
支援相談員	1人以上	他機関・利用者、家族との調整
作業・理学療法士	2人以上	リハビリプログラム作成と訓練
栄養士	1人以上	総合栄養管理
薬剤師	1人以上	薬剤管理
事務職員	2人以上	利用者に関わる事務
その他	2人以上	環境整備・設備維持

(利用者定員数) 入所定員数・・・50名

- ・従来型個室・・・【個室 2室】
- ・多床室・・・【2人室 4室】【4人室 10室】

2. サービス内容

- ・施設サービス計画の立案
- ・食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
 - 朝食 7時45分～8時40分
 - 昼食 12時～13時
 - 夕食 18時～19時
- ・入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、スロープ浴槽、特別浴槽で対応します。入所利用者は週2回入浴となります。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ・医学的管理・看護
- ・介護
- ・リハビリテーション
- ・相談援助サービス

- ・栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ・理美容サービス
- ・行政手続代行
- ・その他

3. 協力医療機関

・協力医療機関

名 称	関口病院	名 称	医療法人 関越中央病院
住 所	渋川市渋川1693番地12	住 所	高崎市北原町7 1 番地
T E L	0279-22-2378	T E L	027-373-5115

・協力歯科医療機関

名 称	はが歯科医院
住 所	前橋市高花台1-9-2
T E L	027-269-3055

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- (1)施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の供給する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2)面会は13時から19時まで。ただし緊急の場合はこの限りではありません。
- (3)外出、外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で「外出・外泊許可願い」を記入してください。
- (4)外出、外泊時等に施設外での受診及び投薬、処置を受けることは出来ませんのでご注意ください。緊急やむを得ない場合は除きます。
- (5)金銭、貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。
- (6)飲酒、喫煙は療養上及び防災上の問題から、施設内での飲酒、喫煙はご遠慮ください。
- (7)ご本人様の状態により多床室での対応に困難が生じた場合、個室対応をさせていただくことがあります。
- (8)ご本人様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、身体拘束をさせていただく事があります。身体拘束は、ご本人様の転倒・転落のリスク評価に基づき、①必要性、②相当性、③代替手段の有無の3つの判断基準に照らして施設長が実施の是非を判断します。身体拘束に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、事前に家族への説明を行い、その同意書を得て行うものとし、施設の方針上、いかなる状況においても身体拘束をしないという判断は致しかねますのであらかじめご了承ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置完備
- ・防災訓練・・・夜間訓練を含めて年2回行っております。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは担当の支援相談員にお寄せ頂ければ速やかに対応いたしますが、2・3Fエレベーター前に備え付けられた「声の箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

窓口・・・支援相談員 TEL 027-373-3113 FAX 027-373-3933

8. 第三者評価の実施状況 無